

平成30年度 第6回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時 : 平成31年3月11日(月) 午前10時から正午まで
場 所 : 宮城県行政庁舎11階 第二会議室
出席者 : 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただ今から、平成30年度第6回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。
本日のご出席の委員は4名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。
それでは、江成委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

江成委員長

傍聴の方はいらっしゃらないですね。

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。まずは、議題の(1)大規模小売店舗立地法に基づく届出状況につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局

※届出状況、イオンタウン塩釜

資料1, 資料1-Aに基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ご説明にありましたように、前回の委員会以降、変更の届出が2件ありました。その内のイオンタウン塩釜について、ご説明のような変更ですが、次回以降に審議を行うかどうか検討したいと思います。審議区分上は報告事項ということですが、内容について検討いただいて、審議が必要ということであればご意見をいただければと思います。

事務局

この前現地に行ったときの写真を見ていただければ分かるように、①のところに1時間ちょっとおりましたが、買い物客が使っているというよりは、ちょうど本塩釜駅の目の前でして、通勤の人が使っているようで、人の出入りはほとんどありませんでした。逆に屋上を見るとけっこうがらがらで、その部分で飲み込めるのかなというところでした。

江成委員長

基準だと367台ですが、それを300台にしてもなんとか間に合うだろうということですね。レジの通過客数が根拠になっておりますが、営業的には厳しい状況だというのが正直なところなんではないでしょうか。

事務局

我々が行った時はけっこう人がおりました。お年寄りがけっこう多く、徒歩で来られて、飲食店が併設されておりますので、お昼時だったので年配の方々が集団でいたような印象です。

江成委員長

徒歩圏内に住宅があるのですか。

事務局

はい。①の図面を見ていただくと分かると思うのですが、周りは住宅地がございますので、けっこう年配の方がいらっしゃっているのかなという感じはしました。駅からも雨が当たらずすぐに歩いていける位置取りとなっております。

江成委員長

いかがでしょうか。

小林委員

従業員用駐車場はどこか別に確保しているのですか。

事務局

今回資料としては添付されておりましたが、店舗敷地とは別に確保していると設置者から報告を受けております。

小林委員

使えない状態になっているということですね。

事務局

3月末から使えない状態となります。

栗原委員

指針の台数は何台でしたか。

事務局

指針の台数は367台です。

栗原委員

その台数は確保しなければならないのですか。

事務局

当初設置したときは指針どおりで駐車場の台数は確保したと、そこから年数が経って実態を見ても常に300台は下回るような利用状況であったということで、地権者から返還を求められたとしても、代替の駐車場を確保しなくても飲み込めるキャパではあるということで届出がされております。

江成委員長

先ほどのレジの通過客数で、お祭りのときに非常に人が多いということでしたが、その場合の緊急避難的な措置は可能ですか。

事務局

お店を使うお客さんではなく、空いているから止めるというイメージかと思われます。

江成委員長

レジの通過が多いんですよね。そうするとお店に来るお客さんが多いということだと思うのですが。

事務局

飲み物を買ったりということはあると思います。

江成委員長

そういうときのそれなりの捌きをきちんとしていただく必要はあるかもしれませんね。

事務局

お祭りのときの対応というのはイオンが考えるということよりかは、本来は市役所が考えることではないかと思っはいるんですけれども。

蒔苗委員

今のところで、この表の中で2番目から11番目の平均値で必要台数を割り出したというこ

となんですが、上の2番目の9,606人で計算したとしても300台は下回るということでしょうか。

事務局

下回る結果となります。2番目の9,606人の比率で計算しても286台となります。

蒔苗委員

その辺でクリアできているのであればいいんでしょうかね。

江成委員長

届出の事情が地権者からの要請もあって遅れたというところですので、本来はもう少し余裕を持って届出をいただくということが筋だとは思いますが、そういった事情があるということでもよろしいでしょうか。報告ということで進めていただくことにしたいと思います。イオンタウン塩釜については報告事項として進めていただくようお願いいたします。

それでは次の議題に進みたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ 【新設】ツルハドラッグ石巻湊店（法第5条第1項）

江成委員長

続きまして、議題（2）大規模小売店舗立地法に基づく届出について審議を行います。はじめに、「ツルハドラッグ石巻湊店」の届出概要について審議を行いますので関係者の入室をお願いいたします。

それでは届出概要について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料2に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

蒔苗委員

54ページのところで、出入口への右折入庫についてですが、説明の中で「A交差点を右折し出入口2から入庫する誘導計画とするが」と書いてありますが、これは出入口2というのは中央分離帯があって右折できないということでしょうか。

設置者

東方面から来るお客様については、手前のA交差点を右折して入っていただいて、そこから左折、左折でぐるっと回って出入口2を左折で入るという計画です。最初のA交差点を右折して左回りで入ってくるということです。

蒔苗委員

来店経路がかなり回りこむ形になっていますね。

設置者

経路としては46ページ、47ページに書いておりますけれども、そのE方面のお客様になります。石巻の市街地から来るお客様をどのように誘導するかということで、遠回りの誘導になるものですから、実効性があるかというところで疑問が出てくると思われましたので、参考として直接来られた場合どうなのかというチェックを追加させていただきました。

蒔苗委員

交通上は支障がないということですか。

設置者

そうですね。もし無視して来られた場合の念のためのチェックをしているということです。

蒔苗委員

仮にB交差点を右折しても中央分離帯があって入れなくてということですね。

設置者

はい。中央分離帯があるので右折では入れません。

蒔苗委員

かなり回り込む経路になりますね。

設置者

実効性というところで疑問点が出てきますので、直接来られた場合の検証というところをやらせていただきました。

江成委員長

検証のときの15台というのは1時間あたりの台数ですか。

設置者

1時間あたりのE方面の最大値が15台となります。トータルで66台の規模のお店ですので、全体としてはそんなに交通量が多く発生するというお店ではありません。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

小林委員

届出の72ページの騒音の図面にある壁1と2は、今回音源があるので新たに壁を建てるということですか。

設置者

はい。敷地境界側に室外機が計画されておりましたので、距離がないので当然超過するだろうという予測のもとに、最初から計画しておりました。

小林委員

それを勘案して騒音計算したということですか。

設置者

はい。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

蒔苗委員

駐車台数の中には従業員駐車場は確保されていないのですか。

設置者

今回は、お客様用でぎりぎりになりますので、敷地外に借地の駐車場をお借りするというかたちで考えております。周辺の地域はまだ建物がそんなに立地してなくて広場はけっこうございますので、実質的に借りられるかというところで、実効性はあると思います。

栗原委員

まだ借りていないということですか。

設置者

今のところ契約までは至っていないという状態です。

栗原委員

予定としてどの辺りをというのがありますか。

設置者

図面でいうと南側の敷地になります。24ページでいいますと、周辺の住宅地図が載っておりますが、今回の計画地の南側を想定しております。そこらはまだかなり敷地が空いておりますので。

栗原委員

開店予定日はいつですか。

設置者

届出のとおりで7月6日ですが、具体的にはもう少し後ろにずれ込むかと思えます。

栗原委員

地権者とは交渉されているのですか。

設置者

はい。開店時になるとお客様が一斉に来てパンクする可能性もありますので、メーカーさんなどに臨時の駐車場としても提供できるようにと考えております。

小林委員

防災のところ、今日はそういう日でもあるので教えていただきたいんですけど、災害発生時の供給を検討いたしますということで地域貢献のところ書いていただいておりますけど、石巻とかだと具体的に協定をなるべく結んでくださいといった話はあるのですか。

設置者

ないと思います。

小林委員

お店側から協力しますのでということで申し入れて、協定を結ぶというかたちですかね。

設置者

そうですね。

小林委員

そうしてくださいということではないのですが、流れるにはこういった場所にお店を出すときに、大和リースさんとしてはそのようなことをお考えなのでしょうか。

設置者

そこまでは考えておりません。食料品等を扱うお店ですので、周辺の住民の方への災害の後の協力というのを店舗として検討していくというレベルで書かせていただいております。

小林委員

ありがとうございます。

江成委員長

他はいかがでしょうか。

いらぬ心配かもしれませんが、交差点の角地だと、信号待ちをしないで左折をせずに駐車場を通過するという話をたまに聞くんですけど、そのような心配はないような道路でしょうか。

設置者

可能性の話になると、その可能性はゼロではなく、乱暴なお客様はいらっしゃるかと思えます。実態の交通量としてはどうかという話になりますと、前面の敷地の北側の国道は300台から500台の交通量があります。図面の右側の道路は石巻の漁港へ繋がる道路でして、生活道路ではないので交通量はあまりないような道路です。現況は工事を行っていて、ほとんど交通量がないです。工事が終わった後にどの程度増えてくるのかなというところがありますけれど。そういう意味では、赤信号でそうとう繋がって一生懸命ショートカットして行こうというところまでは繋がっていないという状況です。

江成委員長

はい。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それではこの件については以上で終了したいと思います。関係者のみなさまご苦労様でした。

ロ **【新設】(仮称) フレスコキクチ柴田船岡店 (法第5条第1項)**

江成委員長

続きまして、ロ「(仮称) フレスコキクチ柴田船岡店」の届出概要について審議を行いますので、関係者の入室をお願いします。

それでは届出概要について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料3に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。それでは、ただ今のご説明について、ご質問・ご意見を願いたいします。

江成委員長

サービス棟は具体的にはどんなものが入るのでしょうか。

設置者

現在まだ決まっておりません。基本的に物販とかを予定しておりますけれども。

江成委員長

建物自体はあるのですか。

設置者

ありません。これからになります。

江成委員長

ここにサービス棟を設置する意図は为什么呢。

設置者

敷地の有効活用です。

小林委員

説明の中で出入口2の位置を動かすことを検討していると聞きましたが、どのような理由でしょうか。

設置者

工事の関係でどうしても移動できない電柱がそこにありまして、今後の工事の予定で変わりますが、もし出入口を動かす必要がある場合は、正式な手続きをしたいと思えます。

事務局

写真の①を見ますと、電柱があつてこれが邪魔になっています。

設置者

もう少し付け加えさせていただきますと、その電柱が電力柱ではなく、NTTの電信柱なんですね。電信柱は光ファイバーが入っていて、移設するのに場合によっては数千万円かかるということで、1事業者でそれを移設するのは難しいという判断で、これから出入口の移設を含めて交渉していこうかなと考えているところでした。届出の時点ではそこまで判明しておりませんでしたので、これからの手続きにはなりますが。

小林委員

電柱を動かすのが大変だということで、電柱を残したまま出入口2をつくとどっち方向に動かすことになるのですか。

設置者

どちらかというサービス棟側に移設したいと考えております。

小林委員

電柱がそのままだと入口がそっちにずれるということですか。

設置者

はい。南側です。

小林委員

何台分くらいずれるのですか。

設置者

それはこれからの協議次第となります。

小林委員

現状このままですので、出入口2の真ん中辺りにあるのは減ることになりますよね。

設置者

出入口1ですか。

小林委員

出入口2です。この電柱は現状建っているので、これが動かせないとなると今考えている出

入口2はこれがあるために、2台分今の絵よりは下がってくるということですね。

設置者

そうですね。もう少し南側に寄ってきます。ただ2台分になるかどうかは駐車場の配置も含めて検討することとなります。

蒔苗委員

敷地の南側の部分ですが、図面を見ると歩道のようなものを整備する計画になっているかと思いますが、現状、暗渠かなにかですか。写真の③になるかと思います。

設置者

南側の出入口ですか。

蒔苗委員

はい。そうです。

設置者

用水路の暗渠ですね。大きい用水路にコンクリートのふたがかかっているところです。

蒔苗委員

ここは改めて歩道になるという計画ですか。

設置者

車道側に白い線が1本入っていますから、当然歩道という位置付けでお付けになっていると思います。

蒔苗委員

それではこのままということですか。

設置者

そうですね。高低差があり、用水路のところを工事しますので、時期的なものをずらしてその状態で上を車が通れるように補強するという順番です。

蒔苗委員

滑らかに出入できるように工夫した方がいいですね。

設置者

そうですね。はい。

蒔苗委員

先ほどの出入口2の話と関連してなんですが、北側にある出入口1の方は交通が錯綜しそうな気がします。どっちからも入ることを許容して、どちらに出るのも許容しているということで、かなり交通が錯綜しそうな感じがするので、それなりに円滑に流れるように工夫した方がいいかと思いました。誘導などですかね。

あと北側に点線の四角の部分があるのですが、なにか今後建築を予定しているのですか。

設置者

今後という形になります。現在は未定です。

蒔苗委員

従業員用駐車場がかなり多いのですが、それを見越してという計画になっているのですか。従業員用は図面上の赤でくくった部分でかなりの台数がありますが、実際に何台あるのですか。

設置者

お手元にある資料ですと建物の東側を指していらっしゃるかと思うのですが。

蒔苗委員

西側の方にもありますよね。

設置者

大店立地法の手続きの中において、過分に駐車場を持っているケースが多々あるかと思えます。届出する台数をそろえて、不測の事態に備える台数と従業員用というふうに捉えていただければと思います。

蒔苗委員

計画上の従業員用駐車場は東側のプロットの部分を加えて、正面の西側の部分も赤で括られているので、計算上は従業員用駐車場にカウントしているということですか。

設置者

はい。

蒔苗委員

A棟、B棟の正面の部分の囲われていない部分だけが基本的には算出した駐車台数ということですか。

設置者

そうです。

栗原委員

正面のところの従業員用として囲われているところはお客様が止めても支障はないということですか。

設置者

はい。問題ありません。

江成委員長

周辺にわりと住宅が多く存在しているように見えるんですけど、駐輪台数はかなり少なく設定しておりますけれども、大丈夫でしょうか。最近、自転車利用というのは比較的増えてきているような印象もあるんですけども。

設置者

資料の21ページに記載しておりますが、現在オープンしているA棟のフレスコキクチとB棟のツルハの大体同じ大きさの店舗で現況の駐輪場調査をしております、そのピーク時間を確保している台数ということで今回計画させていただきました。今回届出させていただいている35台で十分であると認識しております。

江成委員長

店の大きさというよりも、周辺状況の影響が大きいような気もしますが、従業員用駐車場が今回は大分余裕がありそうですから、変更したりといったことは可能だとは思いますが。

設置者

状況を見て対応したいと思います。

江成委員長

他にいかがでしょうか。

小林委員

出入口1の部分なんですけど、向かい側の住宅地側から交差点的なイメージになっていると

思うんですけど、住宅地を通して出てくる車は少ないとは思いますが、若干出入口がずれているところにあり、直進で入るときに、交差点はきれいに十字だといいたんですけど、ずれ方によっては危ないと聞いたことがあるので、その辺は配慮していただいたほうがいいのかもしれないかなと思いました。

設置者

ありがとうございます。

小林委員

計画の中で考えていただくとか、運用の中で考えていただくなどしていただければと思います。動かせるのであれば動かしていただければと思いますし。

設置者

出入口1, 2については、届出書に載っている内容で協議は完了しているのですが、今おっしゃったようにいろいろな考え方があって、完全に十字路の形状にすると交差点ではなくて一つは出入口なわけですから、丁字路の反対側から来て止まらずに一気にスピードを出したまま直進できる状況よりかは、多少ずれていたほうが良いという考え方もありますので、道路管理者さんと確認をしながら一番問題のない方法で進めていきたいと思っています。

小林委員

運用していく中でもいろいろとあると思いますので配慮していただければと思います。

設置者

検討したいと思います。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。資料15ページの図面で、グリーンっぽく色が着いている敷地のイメージと17ページの北側のところは別の敷地ということなんですね。

設置者

開発行為、農地転用という法的な手続きは一体でさせていただいております。予定建物として未定店舗で出店する事業者の方もおりますので、まだ業態がはっきりしませんので、その部分は大店立地法の手続きの中に入れない状態で候補者を絞っている状態です。

江成委員長

そうすると、敷地としては一体ということですか。

設置者

はい。よく予定店舗ということで許可を取っていて、その後決まった段階で届出をするという手続きと、まったく予定がはっきりしないものを建物として計上するというのを避ける場合という両者がございますので、後者の方を手続き上取らせていただいているとお考えくださればと思います。

栗原委員

そうすると、まだ建物を建てる予定はないということですか。

設置者

候補者を探しておりますが、なかなか見つからないという状況です。

栗原委員

A棟、B棟が新設する7月11日の時点では、工事もしていない空き地のままということですね。将来的に工事をするときに敷地に工事の車両が入ったりして建物を建てていくということですか。

設置者

その可能性はございます。

江成委員長

その場合は大店立地法にはかからないことになるのですか。

事務局

業態が小売業であって、店舗面積が現状の届出面積の1割以上増えるということであれば、6条2項の変更届出が必要となります。この面積であれば1割以上増えると考えられます。

設置者

業態にもよります。サービスや飲食になってくるとまた違ったかたちになります。

江成委員長

気になったのが、すぐ北側に保育所がありますよね。北側に騒音を出すような建物が入ったときに、そこのチェックが入るのかどうかということが気になったんですけど。現状のところでは、問題ないということですが、音源がプラスされた場合にチェックができるのかどうか気になったんですけども、そこはどうなのでしょう。

事務局

小売店舗の場合は交通、騒音の予測を改めてしていただいた上で届出していただくこととなります。今回の増設した名取のイオンと同じような形になります。増設した部分でまた審議していただくこととなります。ただし、飲食とかになるとまた違った取り扱いとなります。

設置者

たしかに現在保育所さんがありますので、それを考慮してテナントを選んでいきたいと思えます。また、騒音とか悪臭の発生がないように努めたいと思えます。今回の土地は借地なんです。地主さんがその保育所さんに建てて貸していらっしゃるということもありますので、お互いの話は密に知っておりますので問題のないようにしたいと思えます。

江成委員長

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの件については以上で終了にしたいと思えます。関係者の方ご苦労様でした。

ハ【新設】(仮称)ヤマザワ角田店(法第5条第1項)

江成委員長

続きまして、(仮称)ヤマザワ角田店の届出概要について審議を行いますので、関係者の入室をお願いします。

それでは届出概要につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料4に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。それでは、ただ今のご説明につきまして、ご質問・ご意見をお願いいたします。

栗原委員

10キロ走行制限をすれば騒音問題はクリアできるようなんですが、10キロに走行制限するための対策はどのようなものをお考えですか。

設置者

駐車場内における路面表示や看板の設置を計画しております。

栗原委員

路面を盛り上げて10キロ制限させるような措置は考えられていないのですか。

設置者

ランプを設置すると乗り上げる時の音がうるさかったりする場合がありますので、今のところ計画しておりません。

江成委員長

搬入口は1ヶ所だけですか。

設置者

1ヶ所は搬入専用で、西側の方に設けております。もう1ヶ所、荷さばき施設を駐車場内に設ける計画をしておりまして、そちらに関しては出入口2から搬入車両が入りまして、駐車場内の荷さばき施設の場所で荷さばきをする計画としております。

江成委員長

出入口2のところが搬入を兼ねるということですか。

設置者

はい。

江成委員長

そこは先ほどの騒音のところ、荷さばき施設3のところはその騒音源が夜間大きかったですよね。荷さばきの時間帯はどのような計画ですか。

設置者

荷さばきは6時から22時までで計画しておりますので夜間には影響してきません。

江成委員長

その辺はC棟、D棟の業態がまだ決まっていないですよね。業態によって時間が遅くなる可能性はないのですか。

設置者

今のところC棟、D棟は物販で考えておりまして、営業時間は22時までで計画しておりますので、22時以降に営業するような計画になった場合は改めて手続き、協議を進めたいと思

います。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

小林委員

騒音の図面にはC棟とD棟の荷さばき施設や駐輪場のところにラインが引かれているんですけども、これは表示していただけるのですか。

設置者

そうですね。未定ではあるんですが、荷さばき施設と分かるようにライン引きをさせていただきたいと思います。

蒔苗委員

32ページのゾーニングのところ、ゾーンCは囲みの部分が繋がっていないのですが、まとめてゾーンCということですか。

設置者

そうですね。東側から来る車がゾーンCです。枠組みが書いていないところは世帯数が0のところでしたので、0と記載すればよかったのですが、記載を失念しておりました。

蒔苗委員

東側から発生する交通量はほとんどないとみなして右折車線も設定していないということですか。

設置者

世帯数が少なくて、予測上こちらから来る台数は少ないという結果となります。

蒔苗委員

右折進入することを考えなければいけないと思うのですが、駐車場から出るのもけっこう大変そうで、交通容量も0.8を超えているという説明もありましたが、特に東側からは、手前に信号もなくてずるずると車両が来て相当出づらいことがあると思います。けっこう交通量はありますよね。出る側の工夫を考えたほうがいいのかと思います。

設置者

オープン当初は警備員を配置して運用をしていきたいと思います。どうしても渋滞が止まな

いという場合には改めていろいろと対応を検討したいと思います。

蒔苗委員

裏側から抜けて信号交差点に出てくるという手もあるんでしょうけど、そちらは住宅地がありますので、住環境に影響を及ぼさない方法で検討した方がいいと思います。

設置者

北側の道路は幅が5メートルしかないんですよ。普通は6メートルくらいあるんですけども、今回は5メートルしかないものですから、お客様を通すのはまずいかなと思っております。

蒔苗委員

そうですね。

江成委員長

他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それではこの件については以上で終了といたします。どうもご苦労様でした。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ 【新設】 ツルハドラッグ宮城村田店・北海屋村田店（法第5条第1項）

江成委員長

続きまして、議題（3）の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について、ツルハドラッグ宮城村田店・北海屋村田店の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料5に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について何かご意見などはございますか。

よろしいでしょうか。県の意見はなし、附帯意見で夜間の騒音についての指摘をされております。それではご説明の通りに進めていただくことにしたいと思います。

ロ 【変更】 イオンモール名取（法第6条第2項）

江成委員長

続きまして、イオンモール名取の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料6に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。審議の際にも交通問題等いろいろ検討した経緯がございますが、県の意見案としては附帯意見でそういったことについて触れるという提案でございます。何かご意見などございましたらお願いします。

蒔苗委員

No. 1の交差点の改良について、入札不調ということでしたが、状況はどのようなになったのですか。

事務局

確認したのが2月末になるのですが、入札不調になりまして、間もなく業者が決まって契約がされるころだと伺いました。工期が12月までとなりますので、それまでには終わると考えますと、秋、冬あたりに工事が終了するのではないかと考えられます。

蒔苗委員

その後は業者が決まって、進行中ということですか。

事務局

間もなく契約されるとの話でした。

ここの北側の道路について、右折レーンは2つあって国道4号線に抜けられるんですけども、直進できるようになり、直進左折が混在しているので直進左折が詰まるんですね。左折レーンができれば流れるようになるという予測ですが、今年の12月までかかるということなので、8ヶ月間はそのあたりを注視して見ないといけないと思っております。まっすぐ帰る方は南から回して返すという誘導方策をこの前説明されてましたけれども、それが徹底されているかは県としても混む時期に何回か見に行かなければならないかなと思っております。住民意見もいっぱい出ておりますし、名取市からも住民の方を踏まえて出されてるんですね。以前も、駐車場の誘導員のあり方について意見を寄こされた方がおり、そのときはイオンの方に話をし、対策を取ってくださいというような要請させていただいたことはあります。そういった形で注視していかなければならない部分はあるかなとは思っております。利府のイオンも増設するという話がありますので、次にも繋がってくるので注視していかざるを得ないかなとは思っております。ですから、附帯意見についても今回は考えられることについては多めに書かせて

いただいた部分があります。

江成委員長

ありがとうございました。車両の誘導はけっこういろいろなところで出てくるのですが、実態としてどれくらい効果が出ているものなんですかね。

事務局

我々が行った時も誘導員がいたことはいました。離れたところの駐車場になるといないんですけれどもメインのところはいました。渋滞時にどのくらいスムーズな誘導ができるかというのが課題かなとは思いますが。あれくらいの規模ですと必ず何人かは誘導員がいるのですが、適切に流しているかどうかというところは人にもよる部分もあるのかなとは思いますが。

江成委員長

よろしいでしょうか。今後ぜひ適切なご指導をお願いするということで、ご説明どおりに進めていただければと思います。

(4) その他

江成委員長

本日の議題については以上です。その他何かありましたらご発言をお願いします。

事務局

※次回の日程について説明

江成委員長

それでは、本日の議題はこれで全て終了いたしました。次回は4月22日の開催ということですのでよろしくお願いします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。